平成２２年（フ）第２８３号
宮城県大崎市古川穂波４丁目10番37―308号古川西荒井住宅Ａ棟、開始決定時の住所宮城県大崎市古川旭５丁目７番21号　宮城県援護寮
破産者　遠藤　　寿
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
宮城県遠田郡美里町北浦字大口66番地15
破産者　佐々木勝裕
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
宮城県遠田郡美里町中埣字天畑19番地２、従前の住所仙台市宮城野区田子１丁目10番22号
破産者　荒井　明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
秋田県山本郡八峰町八森字林の沢90番地３
破産者　三輪　　健（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６号
秋田県能代市字鶴形149番地２
破産者　工藤　　保
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１３５号
静岡県富士市大野新田737番地の１
破産者　中村　政代
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６１８号
名古屋市天白区池場１丁目212番地、住民票上の住所名古屋市名東区社台３丁目98番地キャッスル東栄Ａ棟101号
破産者　ドライビングアシストドクトルこと　内山　利文
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５２号
名古屋市中川区大地１番地の１　万場北荘４棟305号
破産者　武藤美矢子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥２丁目３番地４　レイクアベニュー白鳥201号
破産者　倉澤　史乙
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘15棟205号
破産者　倉地　秋枝
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４号
大阪市福島区福島４丁目１番67―７―Ｃ号、開始決定時の住所大阪府豊中市緑丘１丁目14番６号
破産者　吉原　正治
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９６号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目18番８号、前住所大阪府東大阪市小阪２丁目２番３号
破産者　ハシモト板金工業こと　橋本　善平
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１８号
東京都港区芝浦４―17―７フォンテーヌ芝浦810号室、開始決定時の住所東京都港区芝浦４―20―２芝浦アイランドブルームタワー4706号室
破産者　濱田　泰裕
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８９号
大阪市天王寺区大道２丁目２番20号マンション西谷308号
破産者　平　　公彦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８３号
大阪府門真市舟田町９番２号
破産者　山片　親次
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６２号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番20―203号
破産者　大久保経営経理センターこと　大久保　勝太郎
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５８号
大阪府大東市朋来１丁目38番502号
破産者　音田　好明
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２３７号
大阪市西成区千本中２丁目４番20号
破産者　角谷　節子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部